

◎各種制度

項目	制度名	ページ	項目	制度名	ページ
1	出産・子育て応援交付金給付事業	70	26	除雪機械運転免許取得支援事業	83
2	不妊治療費等助成事業	70	27	高齢者等運転免許自主返納支援事業	83
3	不育症治療費等助成事業	71	28	農産物ブランド化推進事業	84
4	妊産婦健康診査通院等支援事業	71	29	就農支援事業	84
5	インフルエンザワクチン接種費用助成事業	72	30	6次産業化推進事業	85
6	ひとり親家族等医療費助成事業	72	31	地下水滅菌装置設置事業	86
7	乳幼児等医療費助成事業	72	32	生活飲用水供給設備設置整備補助	86
8	乳幼児等医療機関通院交通費助成事業	72	33	生活飲用水供給設備修繕補助	87
9	重度心身障がい者医療費助成事業	72	34	電動生ごみ処理機器設置事業	88
10	乳幼児等法定予防接種通院交通費助成事業	73	35	生ごみ堆肥化容器（コンポスト容器）設置事業	88
11	軽度・中等度難聴児の補聴器購入費用の助成	73	36	合併処理浄化槽設置整備事業	89
12	地域で育む入学おめでとう事業	74	37	合併処理浄化槽設備修繕費補助事業	90
13	敬老記念品贈呈事業	75	38	スズメバチ等駆除費補助事業	91
14	家族介護応援手当支給事業	75	39	宅地の分譲	92
15	ぬくもり福祉券交付事業	76	40	人づくり振興事業	92
16	屋根雪除雪助成事業	76	41	青少年健全育成事業	93
17	ふれあい見守り推進事業	77	42	図書館読書ノート事業	94
18	起業家等支援事業	77	43	社会体育振興事業・芸術文化振興事業	94
19	ものづくり支援事業	78	44	空き家・空き地バンク制度	95
20	ひとづくり支援事業	78	45	空き家対策（老朽化家屋除却）事業	95
21	中小企業者等資金融資に係る保証料及び利子補給金	79	46	快適な住まいづくり住宅補助事業	96
22	商工業後継者等新規就業支援事業	80	47	あんしん住宅補助事業	96
23	U I J ターン新規就業移住支援金事業	80	48	行政区活動支援交付金	97
24	地域おこし協力隊起業等支援事業	81	49	ふるさと活性化事業	98
25	若者就業促進家賃補助事業	82	50	ふるさと特産品開発補助事業	99
			51	出前町長室	99
			52	スマートフォン普及拡大支援事業	100
			53	I P 告知端末機回収協力事業	100

1 妊婦のための支援給付金給付事業

- 事業の内容
すべての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産、子育てまで一貫して身近で相談に応じる伴奏型支援と、経済的支援として応援妊婦のための支援給付交付金の支給を一体的に実施します。
- 対象者
(1) 妊娠届出をした妊婦で妊婦給付認定を受けた方
(2) 令和7年4月1日以降に出産（流産・死産）をした方
- 交付金額
1 回目～妊娠届出時に妊婦給付認定を受けた方に5万円
2 回目～妊娠している子ども（胎児）の人数×5万円
- 申請方法
(1) 母子手帳交付時に保健師と面談実施後、申請となります。
(2) 出産後に保健師が家庭訪問し面談実施後、申請となります。
※出産予定日の8週間前の日以降から申請可能です。
流産または死産をした場合、妊娠していた子どもの人数が証明できるもの（母子手帳等）が必要です。
申請時は次に掲げるものをご用意ください
①振込口座の名義・番号が確認できる物（預金通帳やキャッシュカードなど）
②マイナンバーカード（個人番号が確認できるもの）
③妊娠届（1回目）
④母子手帳（2回目）
- 申請および問合せ先
保健センター 保健福祉課 保健係 ☎ IP 53-3155

2 不妊治療費等助成事業

- 事業の内容
子どもを産み育てたいと願っているご夫婦の経済的負担の軽減を図ることを目的に不妊に悩む夫婦を対象に、不妊治療費を助成します。
- 対象者
次の要件全てを満たすご夫婦が対象となります。
(1) 法律上の婚姻関係にあり、夫婦ともに町内に住所を有している方
(2) 夫婦ともに公的医療保険に加入しており、産婦人科や泌尿器科で治療を受けている方
(3) 他の市町村や団体から同様の助成を受けていない方
- 対象となる治療
薬物療法、不妊治療のために行う生殖器の手術、一般不妊治療（タイミング療法、人工授精等）、生殖補助医療（体外受精、顕微受精、男性不妊治療等）等
- 助成金額・回数
不妊治療に要した費用のうち、公的医療保険適用の有無にかかわらず自己負担した額とし、夫婦一組あたり1年度につき15万円を上限に助成します。
また、合わせて通院1回につき1,000円の交通費を助成します。
- 申請方法
治療を行った年度の末日までに、次に掲げる書類を提出してください。
(1) 申請書
(2) 月形町不妊治療費助成申請に係る証明書
(3) 夫婦それぞれの医療保険証及び限度額適用認定証の写し
(4) 医療機関や薬局が発行した領収書（治療に要した医療費の自己負担額がわかるもの）
(5) 医療費や薬剤の内訳がわかる書類（明細書や薬剤情報等）
(6) 印鑑、振込口座が確認できるもの
- 申請および問合せ先
保健センター 保健福祉課 保健係 ☎ IP 53-3155

3 不育症治療費等助成事業

- 事業の内容

妊娠をしてもお腹の赤ちゃんが出産まで育つことが難しく、流産等を繰り返す不育症等に悩むご夫婦に対し、検査や治療に係る費用を助成します。北海道不育症治療費助成事業（道事業）の承認を受けた夫婦が対象となりますので、道事業の承認を受けた後に町への申請を行ってください。

- 対象者

次の要件全てを満たす夫婦が対象となります。

- （１）実施された検査や治療において、道事業による助成の決定を受けている方
- （２）法律上の婚姻関係にあり、夫婦ともに町内に住所を有している方
- （３）産婦人科や婦人科で検査や治療を受けている方
- （４）他の市町村から同様の助成を受けていない方

- 対象となる治療

子宮形態検査、染色体検査、内分泌検査や手術療法、着床前診断、服薬治療やホルモン剤治療など、医師が認める検査や治療、カウンセリング等。

- 助成金額・回数

不育症治療に要した経費から、道事業による助成金を差し引いた額とし、１回の治療につき１０万円を上限として助成します。ただし、ひと夫婦につき通算５回までが助成対象となります。また、合わせて通院１回につき１，０００円の交通費を助成します。

- 申請方法

１回の治療の終了ごとに、治療が終了した日の属する年度の末日までに、次に掲げる書類を提出してください。

- （１）申請書
- （２）北海道不育症治療費助成事業の助成決定通知書の写し
- （３）北海道不育症治療費助成事業受診等証明書の写し
- （４）検査や治療および調剤に係る領収書（原本を道に提出している場合は写し）
- （５）印鑑、振込口座が確認できるもの

- 申請および問合せ先

保健センター 保健福祉課 保健係 ☎ IP 53-3155

4 妊産婦健康診査通院等支援事業

- 事業の内容

妊娠、出産期において、月形町外の医療機関に妊産婦健康診査および出産のため通院する方の経済的な負担軽減のため、通院に係る交通費の一部を助成します。

- 対象者

月形町の住民基本台帳に記録されている方で、母子保健法第１６条の規定により母子健康手帳の交付を受けている方

- 助成金額

妊婦健康診査（１回の妊娠につき１４回以内）および出産（１回の出産につき１回）、産婦健康診査（１回の出産につき２回以内）のための医療機関への通院１回につき１，０００円

- 申請方法

出産のための通院の日から６カ月以内に、次に掲げる書類を保健センターに提出してください。

- ① 申請書
- ② 母子健康手帳
- ③ 印鑑

- 申請および問合せ先

保健センター 保健福祉課 保健係 ☎ IP 53-3155

5 インフルエンザワクチン接種費用助成事業

- 事業の内容
インフルエンザワクチンの接種に係る費用の一部を助成します。
- 対象者
 - (1) 月形町の住民基本台帳に記録されている方
 - (2) 高校生に相当する年齢以下の方および65歳以上の方
- 助成金額
 - (1) 高校生に相当する年齢以下の方は注射式、噴霧式ともに5,000円を上限に助成
 - (2) 65歳以上の方 1,500円
- 申請方法
 - (1) 月形町立病院または、月形町が委託契約を締結した医療機関で接種した場合、月形町インフルエンザワクチン接種費用助成申請書を医療機関に提出します。
 - (2) 上記以外の医療機関で接種した場合、接種後、次のものを持参の上、申請してください。
 - ① 申請書
 - ② 医療機関が発行したワクチン接種に要した医療費を領収したことを証明した書類
 - ③ 印鑑、振込口座名義・口座番号のわかるもの（預金通帳など）
- 申請および問合せ先
保健センター 保健福祉課 保健係 ☎ IP 53-3155

6 ひとり親家族等医療費助成事業

29ページをご覧ください。

7 乳幼児等医療費助成事業

30ページをご覧ください。

8 乳幼児等医療機関通院交通費助成事業

30ページをご覧ください。

9 重度心身障がい者医療費助成事業

39ページをご覧ください。

10 乳幼児等法定予防接種通院交通費助成事業

- 事業の内容
法定予防接種（予防接種法でA類疾病と定められているもの）を受けるために、町外の医療機関に通院した場合の通院交通費を助成します。
- 対象者
中学3年生（15歳に達する日以後の最初の3月31日）まで
※ 本人と保護者両方が月形町に住民票があること
- 助成金額
通院1日につき1,000円
- 申請方法
通院後6カ月以内に、次に掲げる書類を提出してください。
 - ① 申請書兼請求書
 - ② 母子健康手帳
 - ③ 印鑑
 - ④ 振込口座の番号および名義人がわかるもの
 - ⑤ 同日に医療機関を受診した乳幼児等がいる場合は、受診したことを証明する領収書または明細書
- 申請および問合せ先
保健センター 保健福祉課 保健係 ☎ IP 53-3155

11 軽度・中等度難聴児の補聴器購入費用の助成

- 事業の内容
身体障害者手帳の交付の対象とならない18歳未満の軽度・中等度の難聴児に対して、補聴器の購入・修理費用の全部又は一部を助成します。
- 対象者
次の要件を全て満たす18歳未満の難聴児の方
 - (1) 交付申請日において町内に住所を有している方
 - (2) 両耳の聴力レベルが30デシベル以上で、かつ、聴覚障害に係る身体障害者手帳の交付の対象とならない方
 - (3) 中耳炎等の急性疾患による一時的な聴力低下ではなく、耳鼻咽喉科的治療により聴力が回復する見込みがないと医師により判断されている方
 - (4) 補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師により判断されている方
 - (5) 労働者災害補償保険法その他の法令に基づく補聴器の給付等を受けていない方
 - (6) 対象児と同一世帯に属する世帯の他世帯員のいずれかの者について、この事業の申請のあった月の属する年度（その月が4月から6月までの間のときは、その前年度）分の市町村民税の所得割の額が46万円以上でない方
- 助成対象
耳かけ型、ポケット型、耳あな型、骨導式眼鏡型の購入費用または修理費用
- 助成金額
補聴器の購入または修理に要する費用の額（算定基準額を超える場合は基準額）の3分の2
（生活保護、住民税が非課税の方は購入または修理に要する費用の額と算定基準額を比較していずれか低い額の全額）
- 申請に必要なもの
 - ① 申請書
 - ② 医師の意見書
 - ③ 購入または修理費用の見積書
- 申請および問合せ先
保健センター 保健福祉課 地域福祉係 ☎ IP 53-3155

1 2 福祉施設等就労定着資格取得支援助成事業

● 事業の内容

町内の福祉施設（障がい・介護・保育施設）などに勤務している方、または勤務を希望する方の就労定着とスキルアップを目的として、福祉関連の資格取得に要する経費の一部を助成します。

● 対象者

次のいずれかに該当する方

（１）本町に住所があり、町内の福祉施設などでの就労を希望している方

※ ただし、求職登録している方を条件とします。

（２）現在、町内の福祉施設に勤務している方

● 助成金額

（１）対象経費の３分の２以内（上限５万円）とし、１つの資格に対し年度内１回とします。

（２）教育訓練給付制度や勤務先から資格取得に係る手当を受けている場合、対象経費から控除します。なお、対象経費は講座などの受講料および教材費、資格試験などの受験料および登録料、その他町長が必要と認める経費とします。

● 申請に必要なもの

- ① 申請書
- ② 講座等の受験料や教材費に係る経費の支払いを証明する書類の写し
- ③ 資格取得に係る受験をしたことを証明する書類の写し
- ④ 教育訓練給付制度や勤務先から手当を受けている場合はその書類の写し
- ⑤ 町内の福祉施設に勤務している方は所属長の在職証明など

● 申請および問合せ先

保健センター 保健福祉課 地域福祉係 ☎ IP 53-3155

● 対象となる資格

区 分	資 格 名
福祉分野	・ 社会福祉士 ・ 精神保健福祉士 ・ 福祉住環境コーディネーター ・ 点字技能検定 ・ 福祉用具専門相談員 ・ その他町長が認める資格 ・ 介護福祉士 ・ 手話通訳士 ・ 介護職員初任者研修 ・ 介護支援専門員 ・ 保育士
運輸分野	・ 第一種運転免許（大型・中型自動車免許または大型特殊自動車免許）

13 敬老記念品贈呈事業

● 事業の内容

百歳を迎える高齢者に対し敬愛と感謝の意を表し、長寿を祝福することを目的として記念品（月形商工会商品券）を贈呈します。

● 対象者

月形町民で、当該年度中に百歳に到達する方

※ 9月1日を基準日とします

● 記念品（商品券）

1万円分

● 贈呈方法

保健福祉課職員が対象者のお宅を訪問し記念品を贈呈します。

● 申請および問合せ先

保健センター 保健福祉課 高齢者支援係 ☎ IP 53-3155

14 家族介護応援手当支給事業

● 事業の内容

月形町内に居住する要介護認定3以上の方、または障害支援区分認定4以上の方を介護している方に手当を支給します。

● 対象者

（1）対象者（介護者）

次の全ての要件を満たす方

ア 月形町内に住所を有し、在宅において同一世帯の被介護者を介護している方

イ 介護者および世帯員の所得が特別児童扶養手当（国制度）の所得制限の額を超えない方

ウ 被介護者が20歳未満の場合、特別児童扶養手当を受給していない方

※ 世帯員の複数が介護を行っている場合は、主な介護者1人を対象とします

（2）被介護者

次のいずれかの要件を満たし、日常生活の介護を受けている方

ア 介護保険要介護認定において、要介護3、4、5のいずれかに認定された方

（要介護3の新規認定の方は、認定後6カ月以上経過）

イ 障害支援区分認定において、区分4、5、6と判定された方（区分4の新規認定の方は、認定後6カ月以上経過していること）

● 助成金額

20,000円／月

※ ただし、1カ月間の介護日数が15日に満たない場合は該当になりません

● 申請方法

保健センター窓口で、要介護認定および障害支援区分認定後に申請してください。

※ 新規に要介護3、区分4の認定を受けた方は認定後6カ月を経過した日以降に申請可能

● 申請および問合せ先

保健センター 保健福祉課 高齢者支援係 地域福祉係 ☎ IP 53-3155

※ 所得制限の基準（本人）

扶養親族	収入額（円）	所得額（円）
0人	5,180,000	3,604,000
1人	5,656,000	3,984,000
2人	6,132,000	4,364,000
3人	6,604,000	4,744,000
4人	7,027,000	5,124,000
5人	7,449,000	5,504,000

15 めくもり福祉券交付事業

- 事業の内容
月形温泉の入館料や町内のハイヤー乗車などの支払いに利用できるめくもり福祉券を1万円分（200円×50枚）交付します。
- 対象者
月形町に住民登録をしている満70歳以上の方
※ 年度内に70歳に到達する方は誕生日から交付
- めくもり福祉券が使用できるサービス
(1) 月形温泉入館料
(2) は一とハイヤーおよび福祉有償運送車両の乗車料
(3) 路線バス月形当別線、月形浦臼線および岩見沢月形線の運賃
(4) （社会福祉協議会が実施する）配食サービスの利用料
(5) 福祉施設が運営する店舗の商品購入（萌木、マンマルーナ、花の里月形）
- 交付金額
(1) 4月末現在で70歳以上の方～200円×50枚
(2) 年度途中で70歳になる方～誕生月から年度末（3月31日）までの月数に4.1を乗じた枚数（小数点以下は切り捨て）
- 申請および問合せ先
保健センター 保健福祉課 高齢者支援係 ☎ IP 53-3155

16 高齢者世帯等除雪費助成事業

- 事業の内容
町内に居住し除雪作業を自力で行うことが困難な高齢者等の世帯が、事業者等に除雪作業を委託した場合の除雪費用の一部を助成します。
- 対象世帯
助成対象世帯は次の各号のいずれかに該当する世帯主とします。
この場合において、同一の住宅（共同住宅等を除く。）に複数の世帯が居住しているときは、当該複数世帯を同一の世帯とみなし、対象者は当該複数の世帯の世帯主の代表者とします。
(1) 世帯の全員が70歳以上の世帯
(2) 月形町ふれあい見守り推進事業の対象となっている世帯
(3) 障がい者が属する世帯
※18歳以上70歳未満の障がい者以外の者が同居する世帯を除く。
(4) ひとり親世帯（ひとり親と18歳未満の子で構成する世帯）
(5) 世帯員の病気やけが等のため、一時的に支援が必要と認められる場合
(6) その他町長が認める世帯
※以下の世帯は助成対象世帯から除かれます。
①同一住居に世帯を別にする70歳未満の者が同居している世帯
②助成事業以外で除雪に関する補助を受けている又は補助を受ける予定である世帯
※月形町私道除雪費補助を受けている又は受ける予定である世帯は除く。
③町の公租公課を滞納している世帯
- 助成金額
事業者を支払った額の2分の1（上限額20,000円）となります。
※1世帯、ひと冬につき1回の申請となります。
- 利用方法
(1) 事業者は9月から、利用者は10月から事前に利用登録をしていただきます。
※事前に利用登録できなかった場合は随時申請が可能です。
(2) 利用者は登録された事業者と契約を交わします。
※除雪事業者をまとめた「事業者一覧表」を利用希望者に情報提供いたします。
(3) 「契約書」と委託料の支払いを証明できる「領収書」を添付して助成申請を行うことで、後日、助成金が指定の口座へ振り込まれます。
- 事業者等について
事業者は町内外問わず登録することができます。また、近隣住民に依頼する場合や、家族に依頼する場合も登録が可能です。
※同一建物の居住者が除雪する場合は対象になりません。
- 申請および問合せ先
保健センター 保健福祉課 高齢者支援係 ☎ IP 53-3155

17 ふれあい見守り推進事業

● 事業の内容

月に1～2回、事業委託先の月形町社会福祉協議会職員または見守りサポーターが訪問や電話で見守り対象者の安否や健康状態を確認します。

● 対象者

次のうち、見守りを希望し、同意書を提出された方

- (1) 70歳以上の一人暮らしの方
- (2) 世帯全員が75歳以上の世帯の方
- (3) 一人暮らしの障害者の方
- (4) その他町長が必要と認める方

● 見守り内容

月に1～2回、訪問または電話での安否確認

※ 健康状態その他に異変があったときや、心配ごとの相談などがあったときは、連絡を受けて保健福祉課職員が対応します

● 利用料 無料

● 申請方法

保健福祉課高齢者支援係、または月形町社会福祉協議会へご連絡ください。担当者が訪問して同意書にご記入いただいた後、生活状況や緊急連絡先などの確認を行います。

● 申請および問合せ先

保健センター 保健福祉課 高齢者支援係 ☎ IP 53-3155

18 起業者等支援事業

町の経済の活性化につながると思われる事業、雇用の場の創出につながると思われる事業および町に活力と賑わいを与えると思われる事業に対し、事業実施に係る経費の一部を助成します。

● 対象者

月形町に居住している者(移住予定を含む)で、町内に事業拠点がある中小企業者または新たに月形町内で事業拠点を設け、地域にとって有益な中小企業者または創業・起業(開業)をし、次のすべての条件を満たす者

- (1) 月形町内に事業所を設置または設置する見込みである者
- (2) 中小企業者または申請の日以後1年以内に事業の開始を予定している者
- (3) 町税、国民健康保険税、上下水道使用料および町営住宅使用料を滞納していない者

● 補助対象経費(※他の補助金等の交付対象経費となるものを除きます)

- (1) 事業プラン策定事業費

会社の設立、事業運営の知識、職員育成のための研修などを民間のコンサルタント等に委託する場合の経費(業務委託料、会場借上料、専門家謝礼、専門家旅費、賃金、会議費、図書購入費、その他町長が特に認めた経費)

- (2) 事業拠点整備費

事業に必要な不動産、設備、機械、器具等の購入、修繕、ホームページの新規作成に関する経費

- (3) 店舗の新築・増改築費店舗等の新築・増改築に係る経費

● 補助金額(※予算の範囲内となります。)

- (1) 事業プラン策定事業費補助対象経費の3分の2以内(限度額20万円)

- (2) 事業拠点整備費

補助対象経費の4分の3以内(限度額150万円)

- (3) 店舗の新築・増改築費補助対象経費の4分の3以内で、50万円以上の新增改築費用(限度額300万円)

● 申請方法

申請書に次の書類を添付して提出してください。

- ① 起業化計画書(任意書式)
- ② 事業予算明細書(任意書式)
- ③ 町税等納付確認のための同意書
- ④ その他町長が必要と認める書類

19 ものづくり支援事業

- 事業の内容

新製品の開発につながると認められる研究または開発で、月形町への経済的波及効果があり、知名度を高める可能性が期待できる事業に対して、その経費の一部を助成します。

- 対象者

中小企業者ならびに企業化を目指す個人および団体で、町税、国民健康保険税、上下水道使用料および町営住宅使用料を滞納していない方

- 補助対象事業（※他の補助金の交付対象経費となるものを除きます。）

（１）新製品・新技術開発事業（１事業２年間）

ア 新製品・新技術に関する情報収集や専門家招へいのための調査研究事業に要する経費

イ 試験研究機関への技術者の養成のための人材育成事業に要する経費

ウ 新製品・新技術に関する基礎研究および試作研究事業に要する経費

エ その他町長が特に認めた事業に要する経費

（２）商品化事業（１事業１回）

専門家謝礼、専門家旅費、賃金、会議費、通信運搬費、商品デザイン・パッケージ等の企画開発費

- 補助金額（※予算の範囲内となります。）

（１）新製品・新技術開発事業補助対象経費の３分の２以内（限度額２０万円）

（２）商品化事業補助対象経費の２分の１以内（限度額３０万円）

- 申請方法

次の資料を申請書に添付し提出してください。

① 新製品・新技術開発計画書（任意様式）

② 事業予算明細書（見積書）

③ 町税等納付確認のための同意書

④ その他町長が必要と認める書類

- 申請期限

当該年度の１２月３１日まで

- 申請および問合せ先

役場庁舎２階 企画振興課 商工観光係 ☎ IP 53-2325

20 ひとづくり支援事業

- 事業の内容

採用した３０歳未満の若年者に対し人材育成研修等を実施し、常用労働者として１年以上雇用した中小企業者に対し、人材育成に係る経費の一部を助成します。

- 対象者

創業後、１年を経過していない中小企業者で、町税、国民健康保険税、上下水道使用料および町営住宅使用料を滞納していない者

- 補助対象事業（※他の補助金の交付対象経費となるものを除きます。）

３０歳未満の若年者を卒業後（中学校、高等学校短期大学、大学、大学院、各種専門学校）３年以内に採用し、下記のいずれかの人材育成等を実施し、常用労働者として１年以上雇用した中小企業者

（１）企業内における職業訓練、業務指導、職員研修

（２）団体等（商工会、業種団体等）の実施する人材育成研修

（３）その他人材育成と認められる研修等

- 補助金額（※予算の範囲内となります。）

補助対象者１名雇用につき１０万円

- 申請方法
申請書に次の書類を添付して提出してください。

- ① 雇用計画書（任意書式）
- ② 町税等納付確認のための同意書
- ③ その他町長が必要と認める書類

- 申請期限
当該年度の１２月３１日まで

- 申請および問合せ先
役場庁舎２階 企画振興課 商工観光係 ☎ IP 53-2325

２１ 中小企業者等資金融資に係る保証料及び利子補給金

- 事業の内容
商工業等の維持発展および経済状況変動等により経営改善のために必要な資金を、町が指定する融資を受けた者に対し、保証料および利子補給金を交付します。

- 対象者
町内に店舗等を有し、同一事業を引き続き１年以上営んでいる者で、下記の対象となる融資を受けている者

- 申請方法
次の書類を提出してください。

（１）保証料補給

- ① 月形町中小企業者等資金融資保証料補給金申請書（様式第１号）
- ② 保証協会へ保証料を支払ったことを証明する書類の写し
- ③ 町税等納付確認のための同意書

（２）利子補給

- ① 月形町中小企業者等資金融資利子補給金申請書（様式第２号）
- ② 元金、利子償還表等の写し
- ③ 町税等納付確認のための同意書

- 申請期限
（１）保証料補給
当該年度の３月３１日まで

- （２）利子補給
当該年度の３月３１日まで

- 申請および問合せ先
役場庁舎２階 企画振興課 商工観光係 ☎ IP 53-2325

- 補給対象資金および補給金額

保証料補給対象資金	保証料補給の額
月形町中小企業振興融資（運転資金）	保証料の１０分の１０以内の額

- 利子補給対象資金および補給金額

利子補給金対象資	利子補給の額	利子補給期間
国の中小企業に対する融資	金融機関に支払った利子額の５分の１以内で上限３０万円	—
北海道の中小企業に対する融資		
月形町中小企業振興融資（設備資金）		
金融機関の事業資金に係る融資		
月形町中小企業振興融資（運転資金）	金融機関に支払った利子額の２分の１以内の額	融資を受けた日から６０カ月以内

2 2 商工業後継者等新規就業支援事業

● 事業の内容

町内商工業者の経営を継続発展させることで商工業の振興を図ることを目的に、町内で商工業を営む方の後継者または新たに商工業を自ら興し営む方に支援金を交付します。

● 対象者

商工業の後継者または新規就業者とし、年齢が45歳未満で就業した日から起算して6カ月を経過し、次の各号のいずれかに該当する方

(1) 町内に住所を有する親族が営む商工業の後継者として就業した方、または経営を譲り受け営む方

(2) 町内で新たに商工業を自ら興し営む方で、町長が新規就業者として適正と認めた方

※他業種であっても既に町内で就業している方は対象となりません。

● 交付要件

次の全ての要件を満たすこと

(1) 月形町に住所を有すること

(2) 公租公課の滞納がないこと

(3) 後継者については、商工業の経営を引き継いで経営者となる意思を有し、同時に申請時の経営者がその意思を認めること

(4) 新規就業者については、自ら興した新たな商工業を将来的に継続する意思があること

(5) 交付申請時に対象となる商工業に従事していること

(6) 支援金の交付決定の日から5年以上月形町に住所を有するとともに、対象となった商工業に従事すること

● 補助金額

支援金の交付額は、商工業1経営体につき対象者1人とし、50万円とします。

※支援金は対象者1人につき1回を限度とします。

※支援金の交付を受け、事情によりその支援金を返還した場合であっても2回目の交付はしません。

● 申請方法

商工業に就業した日から1年以内に次の書類を提出してください。

- ① 申請書
- ② 住民票
- ③ 定住等誓約書
- ④ 公租公課の滞納のないことの証明書
- ⑤ 経営継承承諾確認書
- ⑥ 新規就業の経営内容が確認できる書類
- ⑦ その他町長が必要と認める書類

● 申請および問合せ先

役場庁舎2階 企画振興課 商工観光係 ☎ IP 53-2325

2 3 U I J ターン新規就業移住支援金事業

● 事業の内容

就業による移住促進および町内中小企業における人手不足の解消を図るため、東京圏から移住し就業または起業しようとする方が、北海道が行うマッチング支援事業等と連携し、転居・就業または起業・定着に至った場合、北海道と協働して移住支援金を交付します。

● 対象者

令和4年4月1日以降に月形町に転入した方で、下記の(1)移住元要件と(2)移住先要件の両方を満たし、(3)就業などの要件ア～ウのいずれかに該当する方

(1) 移住元要件 次のいずれにも該当する方

- ・住民票を移す直前の10年間のうち通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）のうち条件不利地域以外に在住し、かつ、東京23区に通勤していること。
- ・住民票を移す直前に連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）のうち条件不利地域以外に在住し、かつ、東京23区に通勤していること。

(2) 移住先要件 次のいずれにも該当する方

- ・月形町に転入している方
- ・支援金の申請が月形町への転入後3か月以上1年以内である方
- ・申請後、5年以上継続して月形町に居住する意思がある方

(3) 就業などの要件 ア～ウのいずれかに該当する方

ア 就業に関する要件

次のいずれかに該当する方

- ・北海道が開設するマッチングサイトに移住支援金の対象として求人を掲載する対象法人へ新規就業した方
- ・国が実施するプロフェッショナル人材事業または先導的人材マッチング事業を利用して移住および就業した方

イ 起業に関する要件

転入後1年以内に北海道が実施する「地域課題解決型企業支援事業費補助金」の交付決定を受けた方

ウ テレワークに関する要件

次のいずれにも該当する方

- ・所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住し、本町を生活の拠点とし、移住元での業務を引き続き行う方
- ・国が実施するデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型)）又はその前歴事業を活用した取り組みの中で、所属先企業等から資金提供されていない方

● 支援金額

(1) 世帯での移住の場合 100万円

なお、18歳未満の世帯員を帯同して移住した場合、1人あたり100万円を加算

(2) 単身での移住の場合 60万円

● 申請方法

(1) 予備登録申請

就業の場合は就業後1か月以内、起業またはテレワークの場合は、月形町に転入後1か月以内に予備登録申請が必要になります。

(2) 本申請

予備登録申請を行った後、転入から3か月以上1年以内（就業の場合は就業から3か月経過後）に本申請を行います。

● 支援金の返還

次の要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額を返還請求します。

【全額返還】

- (1) 申請にあたって虚偽の内容を申請した場合
- (2) 申請日から3年未満で月形町以外の市区町村に転出した場合
- (3) 申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合
- (4) 地域課題解決型起業支援事業費補助金の交付決定を取り消された場合

【半額返還】

- (1) 申請日から3年以上5年以内に月形町以外の市区町村に転出した場合

● 申請および問合せ先

役場庁舎2階 企画振興課 商工観光係 ☎ IP 53-2325

2.4 地域おこし協力隊起業等支援事業

● 事業の内容

地域おこし協力隊の隊員の定住促進および町の活性化を図るため、町内での起業または事業継承に要する経費に対し、補助金を交付します。

● 対象者

次のいずれかに該当する隊員であって、町内に住所および事業活動の拠点を有する者とする。
ただし、隊員としての活動実績が1年未満の者および委嘱期間の途中で解任された者を除く。

- (1) 隊員の任期終了の日から起算して前1年以内の者
- (2) 隊員の任期終了の日から起算して1年以内の者

- 交付要件
補助対象者は、次の要件のいずれにも該当することとし、1人について一の年度に限るものとする。
 - (1) 町内で起業または事業継承すること。
 - (2) 事業内容が、町の活性化に資するものであること。
 - (3) 補助の対象となる事業は、申請した会計年度内に完了するものであること。
 - (4) その他町長が適当であると認めた事業であること。
- 補助金額
補助対象経費を合算した額の10分の10以内とし、100万円を限度とする。
※ 千円未満の端数は切り捨て
- 補助対象経費
 - (1) 設備費、備品費および土地・建物賃借費(3親等内の親族から購入または賃貸するものを除く)
 - (2) 法人登記に要する経費
 - (3) 知的財産登録に要する経費
 - (4) マーケティングに要する経費
 - (5) 技術指導受入れに要する経費(親等を受入れする場合を除く)
 - (6) その他起業または事業継承する上で町長が必要と認める経費
- 申請方法
次の書類を提出してください。
 - ① 申請書
 - ② 事業計画書
 - ③ 収支予算書
 - ④ 見積書
 - ⑤ その他町長が必要と認める書類
- 申請および問合せ先
役場庁舎2階 企画振興課 企画係 ☎ IP 53-2325

25 若者就業促進家賃補助事業

- 事業の内容
若者の就業支援および定住促進ならびに地域経済の活性化を図るため、平成30年3月1日以降に、新たに町内に居住する30歳未満の方に、賃貸住宅に係る家賃を補助します。
- 対象者
次の全てを満たす方
 - (1) 平成30年3月1日以降に、新たに町内の賃貸住宅に居住している方
 - (2) 本人または世帯員が町税などを滞納していない方
 - (3) 町内に他の住宅を所有または借用していない方
 - (4) 月額30,000円以上の賃貸住宅に入居している方
 - (5) 本人または世帯員が公務員でない方
 - (6) 生活保護法による保護を受けていない方
- 補助金額
月額5,000円とし、月形商工会が発行する商品券で交付します。
※ 交付対象期間は、申請日以降、要件を満たす36カ月以内とします。
- 申請方法
次の書類を提出してください。
 - ① 申請書
 - ② 賃貸住宅の賃貸借契約書などの写し
 - ③ 住民票謄本
 - ④ 納税証明書(前居住地を含む)
 - ⑤ 就労証明書
 - ⑥ 町税等納付確認のための同意書

- 申請および問合せ先
役場庁舎 2 階 企画振興課 商工観光係 ☎ IP 53-2325

2 6 除雪機械運転免許取得支援事業

- 事業の内容
町内の道路等での除雪における除雪機械の運転手となる新たな人材の確保と後継者育成を支援することを目的として、除雪機械運転免許等の取得に要する経費の一部を補助します。
- 対象者
町内に事務所を有する建設業者または建設業者で組織する団体で、町が発注する「町道および公共施設除排雪業務」の受託者
- 資格取得者の条件
 - (1) 町の道路等の除雪業務に従事される方
 - (2) 町内に住所がある方
 - (3) 普通自動車免許を所持している方
 - (4) 50 歳未満の方
- ※ 交付申請時点では、(1)～(4)該当する方
 - (5) 免許取得後3年を経過する日まで町内に居住し、かつ、町の道路等の除雪業務に従事できる方
- 補助金額
補助金額は、対象経費の3分の1以内(1人につき上限額16万円)とし、大型自動車免許、大型特殊自動車免許(車両系建設機械運転技能講習含む)取得に係わる教習料および受講料とします。
- 申請に必要なもの
 - ① 申請書
 - ② 事業計画書
 - ③ 町税の滞納がない旨を証明する書類
 - ④ 補助対象経費の内訳を確認できる書類
 - ⑤ その他町長が必要と認める書類
- 申請および問合せ先
役場庁舎 1 階 農林建設課 土木管理係 ☎ IP 53-2322

2 7 高齢者等運転免許自主返納支援事業

- 事業の内容
高齢者などによる交通事故の減少を図るため、運転免許の有効期限内に自らの意思で自主返納する方に対して支援します。
- 対象者
 - (1) 月形町の住民基本台帳に記録されている方
 - (2) 満70歳以上の方
 - (3) 70歳未満の方で病気などの理由により運転に不安を感じる方
 - (4) 平成30年4月1日以降に返納された方
- 支援内容および金額
 - (1) 運転経歴証明書の交付手数料
 - (2) 20,000円分の月形商工会が発行する商品券
- 申請方法
運転免許試験場または警察署で運転免許の取消し申請手続き終了後、申請をしてください。
提出する書類は、次のとおりです。
 - ① 申請書
 - ② 運転経歴証明書の写し
 - ③ 交付手数料の領収書写し
 - ④ その他町長が必要と認める書類
- 申請および問合せ先
役場庁舎 2 階 総務課 危機管理係 ☎ IP 53-2321

28 農産物ブランド化推進事業

- 事業の内容
「月形」という産地に対する信頼と魅力、期待を高めることで農産物の付加価値向上を促す産地ブランド化の取り組みに対し、その経費の一部を支援します。
- 対象者
 - (1) 月形町農業協同組合
 - (2) 月形町農業協同組合の農業生産組織
 - (3) その他町長が認めた団体
- 申請方法
次の書類を提出してください。なお、事業実施年度において補助金の交付申請は1回限りとし、連続する3年度内において3回までを上限とします。
 - ① 申請書
 - ② 事業計画書
 - ③ 収支予算書
 - ④ 法人については、定款、規約の写しおよび構成員名簿
- 申請および問合せ先
役場庁舎1階 農林建設課 農政係 ☎ IP 53-2322
- 助成金額

補助対象経費	内 容	補助金の額
ブランド化戦略構築費	ブランド化の戦略を構築するための勉強会や研究会などの開催に要する経費	補助対象経費の2分の1以内の額とし、50万円を上限
新規品目等導入費	新たな農産物の品種および品目の導入のための調査、研究などに要する経費	
生産販売体制整備費	月形産ブランドの確立に向けた生産、出荷、流通、販売の体制および品質や生産量の向上に係る技術基準の作成に要する経費	
広告宣伝活動費	月形産ブランドの認知度向上のための広告や宣伝、PR方法の研究などに要する経費	
販売施設整備費	月形産ブランドの認知度向上のための農産物販売施設建設費、設備、機械、什器の購入経費など	補助対象経費の4分の1以内の額とし、250万円を上限

29 親元就農支援事業

- 事業の内容
将来の農業経営の移譲に向けて、親元で就農しながら農業技術や経営方法のノウハウを学ぶ方々に対し、交付金（100万円×2年間）を交付します。
- 対象者
交付要件をすべて満たす親元就農者（農業経営主のもとで就農する3親等以内の親族で、将来、当該農業経営主から経営の主宰権の移譲を受ける予定の者）の方
- 交付要件
 - (1) 町内に住所を有し、経営移譲予定日時点の年齢が原則50歳未満であること。
 - (2) 1月1日から12月31日までの農業従事日数が150日以上あること。
 - (3) 過去に独立・自立就農をした実績がないこと。
 - (4) 交付開始から3年以内に農業経営主からの経営移譲の時期を明確にした家族経営協定（法人の場合はこれに準ずるもの）を締結すること。
 - (5) 交付開始から5年間は農業経営主のもとで就農すること。
 - (6) 過去に国の支援制度による資金の交付を受けていないこと（農業次世代人材投資資金、就農準備資金・経営開始資金）。
 - (7) 交付期間中、農業経営に関する研修を年1回程度受講すること。
 - (8) 町税等の滞納がないこと。
- 交付金額及び交付期間
 - (1) 交付金額は1人当たり年額100万円とし、1経営体当たり1人までとする。
 - (2) 交付期間は「親元就農計画」の承認日を始期として2年間とする。
 - (3) 交付金は1年分を単位として交付するものとする。
- 申請方法
次の書類を提出してください。
 - ① 親元就農計画書（申請年度の6月30日まで）
 - ② 親元就農支援事業交付金交付申請書兼請求書（申請年度の1月31日まで）
- 申請および問合せ先
役場庁舎1階 農林建設課 農政係 ☎ 53-2322

30 6次産業化推進事業

● 事業の内容

農業経営の多角化により経営基盤を強化し、農業を始めとする産業全般の振興を図るため、6次産業化や農商工などの連携による特産品開発などの取り組みに対し、その経費の一部を支援します。

(1) 6次産業化促進事業

● 対象者

町内に住所を置く次に掲げる個人、団体など

- ア 認定農業者
- イ 2戸以上の認定農業者で構成する農業者グループ
- ウ 農業法人
- エ その他町長が特に認める団体

● 申請方法

次の書類を提出してください。なお、事業実施年度において補助金の交付申請は1回限りとし、連続する3年度内において3回までを上限とします。

- ① 申請書
- ② 事業計画書
- ③ 収支予算書
- ④ 定款、規約の写しおよび構成員名簿

● 助成対象事業

事業名	事業内容
6次産業化促進事業	農業者などが自ら生産した月形産農産物を利用し、商品開発、加工および販売までを実施する事業
農商工連携促進事業	商工業者などが町内農業者などと連携し、月形産農産物を活用した商品開発、加工および販売までを実施する事業

● 助成金額

補助対象経費	内 容	補助金の額
開発改良費	新たな加工品の開発や既存の加工品の改良に要する経費	補助対象経費の3分の2以内の額とし、50万円を上限
人材育成費	加工、調理、販売等の技術習得および資格取得に要する経費	
流通販路開拓	市場調査およびPR活動等に要する経費	補助対象経費の2分の1以内の額とし、30万円を上限
販売促進費	加工品の販売促進に要する経費	
施設整備費	加工、販売、および提供施設の建設ならびに設備、機械および什器などの購入に要する経費	補助対象経費の2分の1以内の額とし、300万円を上限

(2) 農商工連携促進事業

● 対象者

次に掲げる法人、団体など

- ア 食料品製造販売を生業とする事業者もしくは新規に食料品製造販売に取り組む事業者
- イ 月形町農業協同組合
- ウ その他町長が特に認める法人など

● 申請方法

次の書類を提出してください。なお、事業実施年度において補助金の交付申請は1回限りとし、連続する3年度内において3回までを上限とします。

- ① 申請書
- ② 事業計画書
- ③ 収支予算書
- ④ 定款、規約の写しおよび構成員名簿

● 申請および問合せ先

役場庁舎1階 農林建設課 農政係 ☎ IP53-2322

● 助成対象事業

上記の表の通り

● 助成金額

上記表と同じ

3 1 地下水滅菌装置設置事業

● 事業の内容

地下飲料水の水質向上のため、地下水に塩素を安定的に注入することができる装置を設置する方へ、その費用の一部を補助します。

● 対象者

次の全ての要件を満たす方

- (1) 町内に住所を有し、装置の適正な維持管理を行うことができる方
- (2) 原則、上水道給水区域外に居住している方
- (3) 町税や町公共料金を滞納していない方

● 補助対象

次の全ての要件を満たす装置の購入経費が対象となります。

- (1) 給水ポンプに連動し塩素を注入する方式で市販されているもの
- (2) 塩素濃度が0.1 ミリグラム毎リットル以上となるよう調整ができるもの
- (3) 装置の購入前に申請がなされたもの

● 補助金額

補助金の額は、購入費用の額（千円未満の端数切り捨て）とし、80,000円を限度とします。

● 申請方法

次の書類を提出してください。

- ① 申請書
- ② 見積書
- ③ 設置位置図
- ④ 町税等納付状況調査同意書
- ⑤ 補助金交付請求書（押印が必要です）
- ⑥ 通帳の写し（補助金振込先の口座名義人のカタカナ表記、金融機関名、支店名、店コード、預金種目、口座番号が確認できるもの）

● 申請および問合せ先

役場庁舎 1 階 住民課 生活環境係 ☎ IP 53-2323

3 2 生活飲用水供給設備設置整備補助

● 事業の内容

生活環境の改善を図るため、飲用水供給設備を新設した方に、その新設に要した費用の一部を補助します。

● 対象者

上水道未給水区域（月新水道企業団の給水区域以外）で住宅用の飲用水給水設備を新設される方に対して予算の範囲内で補助金を交付します。

※ 新築のほか住宅の改修や改築、既設の地下水が枯渇や汚染等したことに伴い、飲用水給水設備が必要となった方で町内業者へ設置を依頼する方を対象とします。

※ 町税等を滞納している方は補助の対象外

● 補助対象となる工事

生活飲用水供給設備を設置するために必要な次の工事を補助金の対象とします。

年度内（3月末）に工事が完了し、実績報告できるものが補助金の対象となります。

・ボーリング工事・取水管工事・ポンプ設置工事・給水管工事・電気導線工事・貯水タンク設置工事

● 補助金額

生活飲用水供給設備を設置するために必要な工事費用の3分の1以内の額（50万円を限度）

※ 千円未満切捨て

● 申請方法

次の書類を提出してください。（工事開始前に申請する必要があります）

- ① 申請書

- ③ 工事契約書の写し
- ④ 施工図面（平面図）
- ⑤ 工事場所の位置図
- ⑥ 町税等納付状況調査同意書
- ⑦ 土地の使用承諾書の写し（土地を共同利用する場合や他人の土地に設置する場合）
- ⑧ 補助金交付請求書（押印が必要です）
- ⑨ 通帳の写し（補助金振込先の口座名義人のカタカナ表記、金融機関名、支店名、店コード、預金種目、口座番号が確認できるもの）

●申請および問合せ先

役場庁舎 1 階 住民課 生活環境係 ☎ IP 53-2323

3 3 生活飲用水供給設備修繕補助

●事業の内容

生活飲用水の継続的な供給を確保するため、地下水ポンプ等の修繕をした方に、その修繕に要した費用の一部を補助します。

●対象者

上水道未給水区域（月新水道企業団の給水区域以外）に居住されている方に対して予算の範囲内で補助金を交付します。

※ 販売を目的とした専用住宅に係る修繕は補助の対象としていません

※ 町税等を滞納している方は補助の対象としていません

●補助対象となる修繕

居住の用に供する建物に供給される地下水（飲用水）ポンプ本体と付帯設備（水質改善設備、打込鉄管の清掃など）の修繕を補助金の対象とします。

※ 飲用することが困難な状態の場合に限ります

●補助金額

地下水ポンプと付帯設備の修繕に要した費用の2分の1以内の額（15万円を限度）

※ 修繕に要した費用が5万円未満の場合は補助の対象としていません。

※ 千円未満切捨て

●申請方法

修繕を行った日から6ヵ月以内に次の書類を提出してください。

- ① 補助金交付申請書
- ② 施工業者発行の故障原因、修繕内容を明示した書類の写し
- ③ 領収書の写し
- ④ 修繕場所の位置図
- ⑤ 施行状況記録写真（施工前と施工後の写真）
- ⑥ 町税等納付状況調査同意書
- ⑦ 補助金交付請求書（押印が必要です。）
- ⑧ 通帳の写し（補助金振込先の口座名義人のカタカナ表記、金融機関名、支店名、店コード、預金種目、口座番号が確認できるもの）

●申請および問合せ先

役場庁舎 1 階 住民課 生活環境係 ☎ IP 53-2323

3 4 電動生ごみ処理機器設置事業

● 事業の内容

家庭から排出される生ごみの減量化および堆肥化のため、電動生ごみ処理機器をご家庭に設置する方へ、その費用の一部を補助します。

● 対象者

次の全ての要件を満たす方

- (1) 町内に住所を有し、かつ居住する方
- (2) 過去5年以内に、この補助金の交付を受けていない方
- (3) 使用状況の調査に協力できる方
- (4) 町税や町公共料金を滞納していない方

● 補助対象

次の全ての要件を満たす電動生ごみ処理機器の購入経費が対象となります。

- (1) 乾燥式またはバイオ式のいずれかの方法により処理する機器
 - (2) 機器の購入前に申請がなされたもの
 - (3) 登録販売店で購入されたもの[登録販売店(4/1 現在)：(有)香西電気商会]
- ※ 1世帯につき1台まで対象

● 補助金額

補助金の額は、購入費用の3分の2以内(100円未満の端数切り捨て)とし、74,000円を限度とします。

● 申請方法

次の書類を提出してください。

- ① 申請書
- ② 見積書
- ③ 商品のカタログ
- ④ 町税等納付状況調査同意書

● 申請および問合せ先

役場庁舎1階 住民課 生活環境係 ☎ IP 53-2323

3 5 生ごみ堆肥化容器(コンポスト容器)設置事業

● 事業の内容

家庭から排出される生ごみの減量化および堆肥化のため、生ごみ堆肥化容器を家庭に設置する方へ、その費用の一部を補助します。

● 対象者

次の全ての要件を満たす方

- (1) 町内に住所を有し、かつ、居住する方
- (2) 過去5年以内に、この補助金の交付を受けていない方
- (3) 使用状況の調査に協力できる方
- (4) 町税や町公共料金を滞納していない方

● 補助対象

次の全ての要件を満たす生ごみ堆肥化容器の購入経費が対象となります。

- (1) 悪臭、害虫などが容器外部に発散することのない構造および材質のもの
 - (2) 機器の購入前に申請がなされたもの
 - (3) 登録販売店で購入されたもの[登録販売店(4/1 現在)：(株)ヤマス伊藤商店]
- ※ 1世帯につき2台まで対象

● 補助金額

補助金の額は、購入費用の3分の2以内(100円未満の端数切り捨て)とし、1台当たり14,000円を限度とします。

- 申請方法
次の書類を提出してください。
 - ① 申請書
 - ② 見積書
 - ③ 商品のカタログ
 - ④ 町税等納付状況調査同意書
- 申請および問合せ先
役場庁舎 1 階 住民課 生活環境係 ☎ IP 53-2323

36 合併処理浄化槽設置整備事業

- 事業の内容
生活排水による水の汚染を防止し、生活環境および公衆衛生の向上を図るため、住宅に合併処理浄化槽を設置する方へ、その設置に係る費用を補助します。
- 対象者
農業集落排水事業区域を除く地域において、専用住宅に設置された 10 人槽以下の合併処理浄化槽を設置しようとする方に対して予算の範囲内で補助金額を交付します。
※ 専用住宅：延べ床面積の 2 分の 1 以上を居住の用に供する建物
【補助対象外】
次のいずれかに該当する方は、補助対象外となります。
 - (1) 浄化槽法第 5 条第 1 項による設置の届出や建築基準法第 6 条第 1 項による確認を受けずに浄化槽を設置する方
 - (2) 町の指定した業者以外に設置工事を依頼する方
 - (3) 住宅を借りている方で、賃貸人の承諾が得られない方
 - (4) 販売を目的とした住宅を建築（改築を含む）する方
 - (5) 町税や町公共料金を滞納している方
- 申請方法
次の書類を提出してください。
 - ① 申請書
 - ② 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写しまたは建築確認通知書の写し
 - ③ 合併処理浄化槽の設置計画図
 - ④ 住宅を借りている方は、賃貸人の承諾書
 - ⑤ 工事見積書
 - ⑥ 工事請負契約書の写し
 - ⑦ 町税等納付状況調査同意書
- 補助金額
合併処理浄化槽の設置費用から千円未満を切捨てた額とし、次の額を限度とします。

浄化槽の区分	補助金の限度額
5 人槽	1,456,000 円
7 人槽	1,796,000 円
10 人槽	2,214,000 円

また、合併処理浄化槽から 15 メートルを超える配水管を設置する場合は、15 メートルを超える費用の 2 分の 1 の額を補助金額として加算します。

- 申請および問合せ先
役場庁舎 1 階 住民課 生活環境係 ☎ IP 53-2323

37 合併処理浄化槽設備修繕費補助事業

● 事業の内容

合併処理浄化槽の機能を維持し、生活環境および公衆衛生の継続的な保全を図るため、合併処理浄化槽の本体または附帯設備を修繕した方へ、その修繕に要した費用の一部を補助します。

● 対象者

農業集落排水事業区域を除く地域において、専用住宅に設置された10人槽以下の合併処理浄化槽を修理した方に対して予算の範囲内で補助金額を交付します。

※ 専用住宅：延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物

【補助対象外】

次のいずれかに該当する方は、補助対象外となります。

- (1) 浄化槽法の設置の届出や建築基準法の確認を受けずに浄化槽を設置している方
- (2) 修繕費用が10,000円未満であった方
- (3) 浄化槽修繕前1年以内に新規設置後の検査または定期検査を受けていない方
- (4) 浄化槽修繕前1年以内に浄化槽法の清掃および保守点検を実施していない方
- (5) 販売を目的とした住宅に設置されている浄化槽を修繕する方
- (6) 町税や町公共料金を滞納している方
- (7) 設置後3年を経過していない合併処理浄化槽を修理する方

※ 設置後3年以内は設置業者にて保証できる場合があります

● 申請方法

修繕を行った日から1年以内に次の書類を提出してください。

- ① 申請書
- ② 設置場所の位置図
- ③ 保守点検業者が発行した保守点検記録の写し
- ④ 清掃業者が発行した清掃の記録の写し
- ⑤ 公益社団法人北海道浄化槽協会が発行した法定検査結果書の写し
- ⑥ 保守点検業者が発行した故障原因、修繕内容が分かる書類（見積書など）の写し
- ⑦ 領収書の写し
- ⑧ 工事施工状況記録写真（工事施工前と施工後の写真）
- ⑨ 修繕した合併処理浄化槽が接続されている建物の写真
- ⑩ 補助金交付請求書（押印が必要です）
- ⑪ 通帳の写し（補助金振込先の口座名義人のカタカナ表記、金融機関名、支店名、店コード、預金種目、口座番号が確認できるもの）
- ⑫ 町税等納付状況調査同意書

● 補助金額

補助金の額は、合併処理浄化槽の修繕に要した費用の3分の2以内（千円未満の端数切り捨て）とし、30万円を限度とします。

● 申請および問合せ先

役場庁舎1階 住民課 生活環境係 ☎ IP 53-2323

38 スズメバチ等駆除費補助事業

- 事業の内容

人に危害を及ぼす恐れのあるハチの早期駆除を目的として、駆除にかかった経費の一部を補助します。

- 対象者

町内に土地または建物を所有・賃借されている方で、スズメバチなどの巣の駆除を業者へ依頼し、駆除された方

- 補助金額

補助金の額は、駆除にかかった費用の3分の2以内（千円未満の端数切り捨て）とし、1件あたり10,000円を限度とします。

- 申請方法

駆除の実施後に次の書類を提出してください。

- ① 申請書
- ② 駆除作業前と後の現場写真
- ③ 領収書の写し
- ④ 補助金交付請求書（押印が必要です）
- ⑤ 通帳の写し（補助金振込先の口座名義人のカタカナ表記、金融機関名、支店名、店コード、預金種目、口座番号が確認できるもの）

- その他

町内の駆除業務は、月形町高齢者事業団（☎ 37-2777）で請負っています。

- 申請および問合せ先

役場庁舎1階 住民課 生活環境係 ☎ IP 53-2323

39 宅地の分譲

- 事業の内容

本町では、定住化促進のために宅地の分譲を行っています。

現在は「北陽団地」のみ分譲中です。（「白陽団地」「優良林間住宅地」は販売休止中）

- 分譲地

北陽団地

くつろぎのスペース、環境と魅力の価格、自然に恵まれた閑静な住宅地

ア 総区画数 35区画

イ 未分譲地 11区画

ウ 販売価格 6,950円/㎡

【参考価格例】399.99㎡（120.99坪） 2,779,930円

- 子育て世帯優遇販売

対象 申請時において、申請者または配偶者の年齢が50歳以下で、18歳未満の子と同居する世帯
価格 販売価格の2分の1とします（千円未満切り捨て）

- 申請および問合せ先

役場庁舎2階 企画振興課 企画係 ☎ IP 53-2325

40 人づくり振興事業

- 事業の内容

月形町のまちづくりに寄与する人材の育成を目的に月形町人づくり振興協議会と協議し、月形高校またはその生徒などへの支援を行います。

- 対象者

月形高校またはその生徒の保護者

- 主な助成対象事業と助成金額

（1）通学助成事業

通学に公共交通機関を利用するときは、実費交通費の2分の1を、片道6キロメートル以上の距離を徒歩または自転車で通学するときは、通学月に応じて月1,000円または1,500円を助成します。

（2）進路啓発事業

進学模試または就職模試のほか各種資格試験受験料を助成します。

（3）入学奨励事業

月形中学校から月形高校へ入学する生徒の保護者に対し、入学奨励金として1人につき20万円を助成します。

（4）進学奨励事業および専修学校等進学奨励事業

月形高校を卒業した後2年以内に大学などに進学した生徒の保護者等に対し、大学50万円、短大30万円、医療、教育、社会福祉、工業分野等の専修学校等20万円を助成します。

（5）就職奨励事業

月形高校を卒業し、月形町内の事業所に就職する場合に、就職奨励金として一人10万円を助成します。

（6）海外派遣事業

（公財）日本英語検定協会が主催する実用英語技能検定2級以上の合格者に対し、その海外派遣の費用として50万円を上限額として助成します。

（7）タブレット端末交付事業

新1年生に対し、授業で使用するタブレット端末を一人一台一回に限り交付します。

（8）下宿等費用助成事業

月形高校に通学するために下宿やアパートを賃貸する費用などの月額2分の1以内の額（31,000円/月を限度）を助成します。

(9) その他

ア 部活動奨励事業

イ 体験、交流事業

● 申請方法

事業ごとに申し込み方法などが異なりますので、お問い合わせ願います。

● 申請および問合せ先

総合体育館 月形町人づくり振興協議会事務局（教育委員会学務係） ☎ IP 53-3443

4 1 青少年健全育成事業

● 事業の内容

月形町の青少年の健全育成を目的とした事業を奨励するため、事業に要した費用の一部を補助します。

● 対象者

次の個人または団体が対象となります。

(1) 個人

20歳未満の青少年および育成指導者

(2) 団体

ア 町子ども会育成連絡協議会所属の子ども会

イ 奉仕、文化、スポーツ活動を行う青少年団体

ウ その他青少年健全育成活動を行う青少年団体

● 助成対象経費

(1) 講師謝礼

(2) 消耗品費

(3) 旅費

(4) 印刷費

(5) 使用料および賃借料

(6) 研修参加料

(7) その他事業に必要な経費

● 助成対象事業の例

(1) 青少年や少年団が行うスポーツ活動事業スポーツ教室などの開催経費、用具購入費など

(2) 青少年や少年団が行う文化活動事業

青少年を対象とする音楽鑑賞会、芸術鑑賞会など

月形高校またはその生徒の保護者

国内、国外での人的交流や研修など

● 助成金額

原則として、1事業（申請）総事業費の4分の3以内（千円未満の端数切り捨て）とします。
を徒歩または自転車で通学するときは、通学月に応じて月1,000円または1,500円を助成します。
助成を希望する個人および団体は、事前に申請書の提出が必要となります。

● 申請および問合せ先

総合体育館 教育委員会 社会教育係 ☎ IP 53-3443

4 2 図書館読書ノート事業

- 事業の内容

月形町の子どもの読解力向上を目指し、本を読むことの大切さ・楽しさを実感してもらうとともに、読書を通じて子どもの言葉や感性を育み、表現力や創造力が豊かになるよう読書環境や読書活動の一層の充実を図ります。

- 対象者

幼児～中学生のうち月形町図書館貸出カードを新規作成予定もしくは作成済の方

- 実施期間

4月上旬～翌年2月下旬まで

- 読書ノート活動の流れ

- (1) 参加を希望する方は月形町図書館で読書ノートを作りたい旨を申告し、読書ノート参加者リストに名前・学年・連絡先を記入してください。
- (2) 図書館で借りた本を読み終えたら、読書ノートに本のタイトル・読書期間・3行感想文を記入してください。
- (3) 図書館で本を返却する際に読書ノートを受付の担当者に確認してもらってください。
- (4) 目標冊数の半分を読み終えた参加者には記念品を贈呈いたします。目標を達成された参加者には表彰状と記念品を翌年3月に開催する読書ノート表彰式にて授与いたします。

- 目標冊数

幼児・小学1～3年生：100冊 小学4～6年生：70冊 中学生：50冊

- 申請および問合せ先

- (1) 総合体育館 教育委員会 社会教育係 ☎ IP 53-3443
- (2) 月形町図書館 ☎ IP 53-3677

4 3 社会体育振興事業・芸術文化振興事業

- 事業の内容

各種スポーツや文化・芸術活動において、全国・全道および国際的なコンクール等に参加、出場する団体または個人に対して、大会参加にかかる経費の一部を助成します。

- 助成対象者

補助対象となる大会に出場する町民

- 助成対象経費

- (1) 大会参加料
- (2) 交通費
- (3) 宿泊費
- (4) その他大会出場に必要な経費

- 助成対象となる大会

地区大会などを経て、地区代表として出場する全道大会、全国大会および国際大会

- 助成金額

補助対象経費の4分の3以内、個人1人あたり上限額年度15万円

- 申請方法

助成を希望する個人および団体は、事前に申請書の提出が必要です。

- 申請および問合せ先

総合体育館 教育委員会 社会教育係 ☎ IP 53-3443

4 4 空き家・空き地バンク制度

● 事業の内容

町内の空き家および空き地に関する情報を収集し、地域住民のほか、町外から移住を希望する方に対して、その情報を提供することにより、空き家および空き地の有効活用と定住促進による地域の活性化を図ります。

町内に空き家、空き地を所有している方で、それらの売却または賃貸を希望する方から登録依頼のあった物件情報を町のホームページなどで情報提供します。（空き地は売却のみ）

※ 町は、空き家・空き地に関する情報提供のみを行い、売買や賃貸などの交渉、契約などには関与いたしませんので、ご注意ください。

● 申込み方法

（１）空き家・空き地の所有者

空き家などの登録申込書や物件の詳細を記入した必要書類を提出してください。

（２）登録物件をみたい方、借りたい方

利用希望の申込書を提出してください。

● 申請および問合せ先

役場庁舎 2 階 企画振興課 企画係 ☎ IP 53-2325

4 5 空き家対策（老朽化家屋除却）事業

● 事業の内容

町内に所有する危険家屋などを除却解体する際の費用の一部を補助します。

● 対象者

町内にある空き家など下表の基準の評点が合計で 100 点以上のものとなる固定資産税課税対象物を所有し、それを町内事業者の施工により費用が 30 万円（消費税を除く）以上である除却解体工事を行う方

【基準】

評定区分	評定項目	評定内容	評点	最高評点	
建築物の破損の程度	基礎、外壁	外壁が傾斜しているもの又は建築物に不同沈下が見られるもの	40	100	
		外壁が傾斜しているもの及び建築物に不同沈下が見られるもの	60		
	外壁	外壁の仕上材料の剥落、破損により下地が露出しているもの	30		
		次のいずれかに該当するもの 1 外壁の仕上材料の剥落、破損により下地が露出しているものであって、外壁にひび割れがあるもの 2 壁体を貫通する穴が生じているもの	40		
		屋根	屋根ぶき材料の一部に剥落、ずれが生じているもの又は軒の垂れ下がったもの		30
			屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれが生じているものであって、軒の垂れ下がったもの		40
	構造一般の	基礎	構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの		15
構造耐力上主要な部分である基礎がないもの			25		
防火上の構造の程度	外壁	外壁の一部が裸木造、硬質塩化ビニル波板等の可燃性材料であるもの	15	40	
		外壁の壁面数3以上が、裸木造、硬質塩化ビニル波板等の可燃性材料であるもの	25		
	屋根	屋根が茅、ワラ等の可燃性材料でふかれているもの	15		

※ 1 つの評定項目につき該当評定内容が 2 つある場合は、最も高い評点を採用します。

● 助成金額

除却解体工事に要した費用の 30 % に相当する額とし、同一年度内において、所有者一人につき 60 万円を上限とします。

● 申請方法

次の書類を添えて申請書を提出してください。

- ① 申請者の住民票
- ② 建物に関する登記事項証明書、固定資産税の評価証明証など、建物の所有者を明らかにする書類
- ③ 公租公課の納付証明書
- ④ 工事の契約書の写し
- ⑤ 工事の見積書
- ⑥ 現状の写真（施工前の状況が分かるもの及び上記の判定基準に該当することがわかるもの）

● 申請および問合せ先

役場庁舎 1 階 農林建設課 住宅建築係 ☎ IP 53-2322

4 6 快適な住まいづくり住宅補助事業

● 事業の内容

町内に、ご自身がお住まいになる住宅を新築または中古住宅を購入された方に、その費用の一部を補助します。

● 対象者

取得した対象住宅に住民登録しており、5年以上居住することを確約する方

● 助成対象となる住宅

1棟あたりの床面積が50㎡以上であること。ただし、店舗、事務所、倉庫などとの併用住宅については、その面積を引いた面積とします。

● 助成金額

対象住宅の取得に要する経費の2分の1以内とし、次の額を限度とします。

(1) 住宅を建築した場合 町内業者 150万円 (町外業者 50万円)

(2) 自らが建築した場合 50万円

(3) 中古住宅を購入した場合 50万円

(4) 北陽団地、白陽団地、優良林間住宅地において、新築された場合 50万円

※ (4)は、(1)、(2)に上乗せ

※ 上記(1)の交付対象世帯で中学生以下の方がいる場合は、補助金に加えて1名当たり10万円分の商品券(月形商工会発行)が交付されます。

● 申請および問合せ先

役場庁舎 1階 農林建設課 住宅建築係 ☎ IP 53-2322

4 7 あんしん住宅補助事業

● 事業の内容

町民が安心して長く暮らせるように、住宅の安全性、耐久性および居住性の向上を図る工事に要する費用の一部を補助します。

● 対象者

町内に対象住宅を所有し、かつ、当該住宅の敷地に住民登録している方または補助対象工事後に当該住宅に居住することを確約する方

※ 工事後に居住される方は、完了届に住民票の添付が必要

● 対象工事

(1) リフォーム工事

ア 増築工事、改築工事

イ 修繕工事(下記に掲げる工事など)

(ア) 基礎、土台、柱、筋交いなどの修繕または補強工事、解体および復旧工事

(イ) 台所、浴室またはトイレを改修する工事

(ウ) 断熱工事、気密工事、換気工事または遮音工事、スロープや手摺りの設置などバリアフリーに関する工事

(エ) 風除室またはひさしを設置する工事

(オ) 利便性向上や機能向上のための設備工事

※ 屋根や外壁塗替などの維持修繕工事や固定されない物品などの設置工事は対象外

(2) 耐震改修工事

昭和56年5月31日以前に着工した住宅を、耐震診断により耐震改修が必要と判定され、それに基づいて行う耐震改修工事

(3) 太陽光発電システム設置工事

住宅の屋根等へ設置する太陽光による発電設備工事で次のいずれにも該当するもの

ア J-P E C (太陽光発電普及拡大センター) の適合機種に該当する太陽電池モジュールを使用したもの

イ 未使用品であるもの

ウ 電力会社と電力受給契約を締結するもの

エ 対象システムの総発電量等を計測・記録できる機器が設置されているもの

※ 太陽光発電システム設置工事は、新築住宅を含めた全住宅が対象となります

◎ 共通要件

※ 建築後5年が経過していること(太陽光発電システム設置工事を除く)

※ 町内業者が施工する工事であること

※ 工事に要する費用が30万円(消費税を除く)以上であること

● 助成金額

工事に要した費用の30%に相当する額とし、上限額60万円とします。

(例: 200万円のリフォーム工事を実施した場合は、60万円を助成します)

※ 新規に下水道および合併浄化槽に新たに接続する工事を含む場合は、補助率を50%とします

※ 上限額まで何度でも利用できます(上限額60万円から平成20年度以降に受けた補助金額を引いた額が上限額となります)

● 申請および問合せ先

役場庁舎1階 農林建設課 住宅建築係 ☎ IP 53-2322

48 行政区活動支援交付金

● 事業の内容

行政区は、地域住民が自主的および主体的に活動する住民自治組織であり、町政運営にとって大きな意義と役割を持つものです。町では、行政区主導で活力ある運営ができるよう活動支援交付金を交付しています。

● 対象者

各行政区

● 交付金額

(1) 活動奨励分行政区への活動奨励として行政区内の世帯数に応じ交付します。

ア 1行政区当たり 50,000円

イ 1世帯当たり 1,600円

(2) 広報紙配付事務

1世帯当たり1回 10円

(3) 安否確認

独居高齢者等の安否確認 1世帯当たり 3,000円

(4) ごみステーション管理分

ごみステーション管理費として行政区内のごみステーション設置数に応じ交付します。

ア 100世帯未満 1行政区当たり 25,000円

イ 100世帯以上 1行政区当たり 35,000円

※ごみステーション1カ所当たり 1,000円

(5) 活動促進事業

事業	交付基準額		使途
	単位	金額	
スポーツ活動	1回以上	100世帯未満 10,000円	・ 行政区が主催するスポーツ大会の開催 ・ 町スポーツ協会などが主催するスポーツ大会への参加
		100世帯以上 20,000円	
文化活動	1回以上	100世帯未満 10,000円	行政区が主催する文化祭などのイベント
		100世帯以上 20,000円	
避難訓練	1回以上	100世帯未満 20,000円	行政区が主催または共催して実施する避難訓練
		100世帯以上 40,000円	
自主防災活動	1回以上	100世帯未満 10,000円	避難訓練以外の自主防災活動
		100世帯以上 20,000円	
講演会などの開催	1回以上	100世帯未満 10,000円	行政区が主催するスポーツ、環境、福祉、防災等に関する講演会などの開催
		100世帯以上 20,000円	

※ 他の区と合同で開催または出場した場合、代表する行政区にのみ交付します

- 適用期間
令和6～8年度まで
- 申請方法
各行政区へ別途案内します。
- 申請および問合せ先
役場庁舎2階 企画振興課 企画係 ☎ IP 53-2325

49 ふるさと活性化事業

- 事業の内容
人材育成のための研修、行政区や町内会の活動、文化・スポーツの振興、特産品の開発、産業の振興、地域間交流事業、ボランティア組織の育成、地場産業の育成など、自ら行う活動や事業に対して助成します。
- 助成対象者
(1) 町内に住所を有する者、町内に事業所等を有する法人又は団体
(2) 北海道内に本店・営業所・事務所等を有する法人（町長が認める場合に限る）。
※ 政党または宗教に関わる団体、月形町暴力団の排除の推進に関する条例に規定する暴力団員等である者が所属している団体、町税及び町の公共料金を滞納している団体は、助成対象から除きます。
※ 助成対象となる団体は、規約を有し、継続的に活動を行っている団体または今後活動を続けていく集団となります。
- 助成対象事業
(1) 人材育成のための研修事業
(2) 国際、地域間交流事業
(3) 地域文化およびスポーツの振興事業
(4) 町内会などの地域活動の推奨事業
(5) ボランティア組織の育成事業
(6) 地場産業および産地の育成事業
(7) その他基金の目的に適合した活性化事業
※ 上記事業であっても、国、道または他の団体などの補助金の交付を受けている、もしくは補助対象とされている事業など、一定の要件に該当する場合は対象外になります。
- 助成金額
(1) 補助対象経費の4分の3以内（100万円を限度）
(2) 補助対象経費が10万円以下の事業の場合は、全額申請が可能
- 申請受付期間
第1期：令和7年4月1日（火）から令和7年4月10日（木）まで
第2期：令和7年9月1日（月）から令和7年9月10日（水）まで
※ 予算の執行状況により、第2期の申請受付を行わないことがあります
- 申請および問合せ先
役場庁舎2階 企画振興課 地域振興係 ☎ IP 53-2325
HP <https://www.town.tsukigata.hokkaido.jp/page/1197.html>

50 ふるさと特産品開発補助事業

● 事業の内容

令和6年9月にオープンした、道の駅「275つきがた」のさらなる魅力向上、町の優れた地場産品の付加価値の向上のため、特産品開発に重点的に支援することを目的とした事業です。

令和7年度が事業最終年度となります。

● 助成対象者

(1) 町内対象者

町内に住所を有する者、町内に事業所等を有する法人又は団体

(2) 町外対象者

北海道内に本店・営業所・事務所等を有する法人

※ 政党または宗教に関わる団体、月形町暴力団の排除の推進に関する条例に規定する暴力団員等である者が所属している団体、町税及び町の公共料金を滞納している団体は、助成対象から除きます

※ 助成対象となる団体は、規約を有し、継続的に活動を行っている団体または今後活動を続けていく集団となります

● 助成対象事業

次に掲げる要件を全て満たす事業が対象となります。

(1) 新たな商品の開発又は商品化に関するものであること

(2) 道の駅で販売することを主たる目的とした特産品開発であること

(3) 開発した商品を納入することに確実性があること

(4) 販売予定価格及び販売価格が適正であること

(5) 町の特産品として定着することが期待されるものであること

※ 上記事業であっても、国、道または他の団体などの補助金の交付を受けている、もしくは補助対象とされている事業など、一定の要件に該当する場合は対象外になります

● 助成金額

(1) 町内対象者

補助対象経費の10分の9以内（100万円を限度）

(2) 町外対象者

補助対象経費の2分の1以内（50万円を限度）

● 申請受付期間

第1期：令和7年4月1日（火）から令和7年4月10日（木）まで

第2期：令和7年9月1日（月）から令和7年9月10日（水）まで

※ 予算の執行状況により、第2期の申請受付を行わないことがあります

● 申請および問合せ先

役場庁舎2階 企画振興課 地域振興係 ☎ IP 53-2325

HP <https://www.town.tsukigata.hokkaido.jp/page/1239.html>

51 出前町長室

● 事業の内容

「誰もが安心して豊かに暮らせる共生のまちづくり」を進めていくためには、町民の皆さんとの対話が重要と考えています。皆さんの声をお聞きするために町長が地域へ出向き、町の事業などについて説明をし、ご提案をいただく機会および皆さんの疑問にお答えする機会として「出前町長室」を次のとおり実施しています。行政区や町内会、各種団体の集まりなどにお呼びください。

● 対象者

町内に在住・在勤・在学する3人以上の団体またはグループ

● 時間

午前9時～午後9時のうち1回2時間以内

● 申込方法

所定の用紙に記入の上、開催予定日の10日前までに提出してください。

● 提出方法

持参、郵便、FAX、電子メールいずれも可能

● 申請および問合せ先

役場庁舎2階 企画振興課 企画係 ☎ IP 53-2325

５２ スマートフォン普及拡大支援事業

● 事業の内容

ＩＰ告知端末機に代わる情報伝達ツールとして、スマートフォンを活用し、今後のデジタル化へも対応出来る仕組みづくりと、デジタル化されたサービスをより多くの世代が活用出来るよう、デジタルから取り残されないための支援を行います。

● 助成対象者

- (１) 本町の住民基本台帳に記録されている個人で、申請する時点での満年齢が、６５歳以上であること
- (２) 令和６年４月１日以降に新たにスマートフォンを購入および使用する方または携帯電話からスマートフォンへの機種変更契約を行う方であること。
- (３) (２)の当該スマートフォンに係るモバイルデータ通信の契約した方または使用する方であること。
- (４) スマートフォンからスマートフォンへの機種変更でないこと。
- (５) 月形町で指定するアプリケーションソフトをインストールすること。
- (６) (１)に該当しない方で、町長が特に支援を必要と認める方（１８歳未満を除く。）

● 助成金額

１世帯につき、月形商工会が発行する商品券３５,０００円分を交付します。

※ 世帯を支援基準とするため、夫婦２人で、２台契約しても交付額は３５,０００円となります

● 申請に必要なもの

- (１) スマートフォンの購入日、購入機種及びモバイルデータ通信契約の内容がわかる書類
- (２) 申請者がスマートフォンの契約者本人または使用者であることがわかる書類
- (３) 月形町で指定するアプリケーションソフトをインストールしたことがわかる、当該スマートフォンの画面の提示又は画面印刷

● 申請および問合せ先

役場庁舎２階 総務課 危機管理係 ☎ IP 53-2321

５３ ＩＰ告知端末機回収協力事業

● 事業の内容

ＩＰ告知端末機の運用終了に伴う機器回収経費の削減および令和６年１０月からのランニングコスト削減のため、既にスマートフォンをお持ちの方で、スマホアプリ「まんまるナビ」により、ＩＰ告知端末機が無くても町からの情報が収集出来る方は、お早目の回収にご協力願います。

※「まんまるナビ」は、令和７年９月末で情報が見られなくなりますので、ご注意ください。

● 助成金額

- (１) 令和６年９月３０日までに、町へＩＰ告知端末機等を返還した世帯は、月形商工会が発行する商品券２０００円分を交付
- (２) 令和６年１０月１日から令和７年１２月３１日までに、町へＩＰ告知端末機等を返還した世帯は、月形商工会が発行する商品券１０００円分を交付

※ ＩＰ告知端末機、ＯＮＵおよび配線を返還してください

※ 対象世帯につき１回のみです

● 申請および問合せ先

役場庁舎２階 総務課 危機管理係 ☎ IP 53-2321